

# HACHINOHE CITY LAW NEWS

今月号のニュースレターでは、当事務所の最近の活動といたしまして、①第12回企業法務実務セミナー「2019年最新版ハラスメントリスク講座」を開催したこと、②保険代理店向け勉強会「物損交通事故における過失割合と損害論」を開催したことについて、ご報告させていただきます。

## 1 第12回企業法務実務セミナー「2019年最新版ハラスメントリスク講座」

2019年11月14日、当事務所の主催で、第12回企業法務実務セミナーを開催いたしました。このセミナーは地域の企業様を対象とするものであり、今回のテーマは「2019年最新版ハラスメントリスク講座」でした。



近年では、ハラスメントをめぐる法的トラブルは増加傾向にあり、企業としてはリスク対策を講じることが必要です。また、2019年5月、労働施策総合支援法が改正され、パワーハラスメントの禁止と企業の防止措置が義務付けられるなど、ハラスメント問題は注目を集めています。

講師を務めた代表弁護士・木村哲也から、ご参加いただいた皆様に対し、ハラスメントの概要および具体例、ハラスメントの対処法・予防策について、解説をさせていただきました。

## 2 保険代理店向け勉強会「物損交通事故における過失割合と損害論」

2019年11月21日、当事務所の主催で、保険代理店向け勉強会を開催いたしました。この勉強会は地域の保険代理店様を対象とするものであり、今回のテーマは「交通事故における過失割合と損害論」でした。

交通事故には物損事故と人身事故とがありますが、発生件数としては物損事故の件数が人身事故の件数の数倍にのぼります。今回の勉強会は、物損事故に日々関わることの多い保険代理店様向けに、情報提供および交流の場として企画させていただいたものです。

メインの講師を務めた代表弁護士・木村哲也から、ご参加いただいた皆様に対し、物損交通事故における事故状況の立証方法や過失割合の認定方法について、当事務所の過去の解決事例の紹介を交えながら、解説させていただきました。また、弁護士・山口龍介から、物損交通事故における損害の内容・額に関し、よく問題となる論点について、簡単に紹介させていただきました。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス **八戸シティ法律事務所**

代表社員弁護士：木村哲也 受付時間：午前9時～午後5時

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階